

09 間伐材等国産材を活用した合板の使用について

1 受注者は、コンクリート型枠等の資材として合板を使用する場合は、間伐材等国産材を活用した製品を使用しなければならない。

なお、コンクリート型枠製作のために在庫品を使用する場合や、製品の調達が困難な場合等で、代替製品を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

2 受注者は、合板製造に活用された間伐材等国産材の産地及び樹種、使用形態を記載した製造メーカーの証明書を監督員に提出しなければならない。